

中国契約法における契約責任の帰責原則について

中国契約法は、契約責任において、厳格責任を一般原則として採り入れ、個別典型契約において過失責任を採っているとされる。本論文は、中国契約法の立法経緯、議論状況を概観した上、「厳格責任」の捉え方と、過失責任との関係やその問題点を比較法的観点から考察し、かつ裁判例を用いて検証を行い、契約責任の「厳格責任」原則の再考を試みたものである。

本論文の構成は、第一章 序論、第二章 中国の契約法における「厳格責任」及びその捉え方について、第三章 中国契約法の契約責任における「過失責任」について、第四章 裁判例における「契約責任」の認定と法律適用について、第五章 結語、からなる。

第一章では、まず、中国の現行契約法の立法背景について概観した。中華人民共和国が成立前の民法（契約法）の立法状況に関して、『大清民律草案』と『中華国民民法』について紹介した。『大清民律草案』は、ドイツ民法典と日本民法典を参考にして制定されたものであり、それにより、大陸法系としての民法、すなわちドイツ民法の体系及びその法律概念、原則、制度と理論が中国に導入される。『中華国民民法』は主に『大清民律草案』を継受したものであり、それが国民党政権の内戦での敗北により廃棄された。

また、中華人民共和国が成立後の民法（契約法）典の立法に関しては、中華人民共和国の成立初期から 70 年代末期までの期間において、国内の政治運動などにより、民事法領域の法律・法規がほとんど空白状態であった。1978 年から改革・開放の政策が実施された後、再びの民法典制定の試みが行われたが、改革・開放の政策が始まったばかりであったため、立法機関は、民法典立法に先立って、まず、単行法の制定から始める方針を打ち出した。そこで、契約法として、『経済契約法』（1981 年）、『涉外経済契約法』（1985 年）、『技術契約法』（1987 年）の 3 つの単行法が施行され、「三法鼎立」の契約法体系が形成された。したがって、現行契約法が施行される前、中国の民事取引関係は、主に上述の 3 つの単行法と、1987 年に制定された、民事基本法の役割を果たす『民法通則』によって規律されていた。

次には、現行契約法の制定過程と契約責任に関する議論について紹介した。上述した 3 つの契約法は、改革・開放が実施された初期段階で制定したものであり、主に計画経済の要求に合わせる制度・原則が規定されていたため、市場経済体制の要請を満たすことができなくなった。そこで、市場経済の要求に応じるため、「統一的契約法」を制定することに至った。そして、「統一的契約法」（現行契約法）の草案が 1999 年 3 月に全国人民代表大会で審議を経て採択され、同年 10 月 1 日に施行された。当法は、典型的なドイツ法概念や体系を採用し、数多くの原則や制度において、ドイツ、日本、台湾の契約法を参考している。また、「国際動産売買条約」（以下 CISG）、「国際商事契約通則」（以下 PICC）と「ヨーロッパ契約法原則」（以下 PECL）及びコモン・ローの契約法をも多く参考している。

現行契約法の制定において、契約責任を「厳格責任」にするか、それとも「過失責任」にするかについて議論が行われたが、結局、CISG、PICC、PECL を参考にして「厳格責

任」原則を採用した。しかし、中国契約法は CISG・PICC・PECL と異なり、契約責任において、「厳格責任」原則を採っただけでなく、各則において「過失責任」原則も採っている。中国契約法の帰責原則において、「厳格責任」と「過失責任」を同時に採用する体系を中国の学者らは「双軌制」と称している。

第二章では、中国契約法において、契約責任の一般原則である「厳格責任」がどのように捉えられているかについて、まず、中国での「厳格責任」の概念の由来、学者による諸見解を分析し、且つ、コモン・ローや CISG、PICC、PECL および日本債権法改正の議論・提案と比較しながら、中国契約法における「厳格責任」の捉え方と、関連の諸問題について検討した。

中国契約法において、契約責任の一般規定である第 107 条は「厳格責任」原則の規定であるとされ、それが CISG、PICC、PECL など国際取引法を参照し、且つ国際趨勢に合わせるためであるとされている。但し、CISG、PICC、PECL の契約責任は、コモン・ローの契約責任上の「厳格責任」を参照したものである。

「厳格責任」という概念は、そもそもコモン・ローの不法行為法上の概念であり、それが「過失責任」との対照の中で用いられ、「過失責任・無過失責任（厳格責任）」という枠組みの中で捉えられている概念である。しかし、コモン・ローの契約責任上の「厳格責任」とは、「過失責任」との対照の中で用いられた概念ではなく、「契約（約束）を守らなければ責任を負う」という意味で捉えられているものである。そこで、コモン・ローの不法行為法上の「厳格責任」と契約責任上の「厳格責任」の間には意味の違いがあり、帰責原理も異なるのである。

一方、中国では、「厳格責任」という概念はアメリカの製造物責任法を紹介することによって導入され、それが更に契約責任の中に用いられたのである。すなわち、中国に最初導入された「厳格責任」とは、コモン・ローの不法行為法上の「厳格責任」の概念である。

また、中国では、「厳格責任」の捉え方に関して、学界において意見分岐があり、代表的なものとして、(1)「無過失責任」（梁慧星氏）と解する見解、(2)「過失推定責任」（王利明氏）と解する見解、(3)「無過失責任＋過失推定責任」（張新宝氏）といった見解が存在する。これらの見解は、いずれも「厳格責任」を「過失責任」との対照の中で、或いは「過失責任」と関連づけて捉えている。つまり、「厳格責任」を「過失責任・無過失責任」の枠組みの中で捉えており、このような捉え方は、コモン・ローの不法行為法上の「厳格責任」の捉え方とは同じである。

このように、中国契約法の第 107 条は、CISG、PICC 及び PECL を参照して、「厳格責任」原則を採り入れ、コモン・ローの契約責任上の「厳格責任」のように規定している。したがって、中国契約法の第 107 条も、コモン・ローの契約責任上の「厳格責任」のように、「契約（約束）を守らなければ責任を負うべき」と捉えるはずである。しかし、現行契約法の状況は、第 107 条をコモン・ローや CISG の契約責任上の「厳格責任」のように規定しているが、捉え方はコモン・ローや CISG の契約責任上の「厳格責任」の捉え方とは

異なり、「過失責任・無過失責任」という枠組みの中で捉えているのである。そのため、結局、第 107 条の「厳格責任」を「無過失責任」と解し、更に、「厳格責任（＝無過失責任）」の適用範囲を制限するため、各則には特別原則として「過失責任」の規定を設けたと思われる。それで、「双軌制」という帰責原則を創り出したのである。

契約責任の「厳格責任」を、コモン・ローの契約責任上の「厳格責任」のように捉える場合は、契約責任の帰責根拠は「契約（約束）を守らなければならない」ということになり、契約責任の存否の確定において、契約義務（約束）の内容を確定（解釈）することは重要である。そこで、コモン・ローでは、裁判所は、「黙示的条項」を用いて、債務者の契約義務（約束）の内容を解釈する場合がある。例えば、手段債務あるいはサービス提供契約における「合理的注意義務」に関しては、裁判官は「黙示的条項」を用いて、それを債務者の負うべき義務（約束）であると限定し解釈するのである。なお、CISG、PICC 及び PECL は、コモン・ローの契約法上の「厳格責任」を採用しており、そのうち、PICC と PECL は一般契約類型を対象とするので、「結果債務」と「手段債務」を区別する規定を設けている。但し、CISG の場合は、売買契約だけを対象とするので、契約義務（債務）の分類をしてない。

一方、日本の債権法改正の提案（『基本方針』）を見れば、債務不履行責任を厳格責任（無過失責任）か過失責任かという枠組みの中で捉えるのではなく、何が契約により約束されたかに従って捉えることを主張しており、且つ、契約義務（約束）の内容を「結果債務」と「手段債務」とに二分化する方法を提案している。これは、コモン・ローや CISG の契約責任体系に極めて類似するのである。

したがって、中国契約法の場合も、「厳格責任」を「無過失責任」と、つまり「過失責任・無過失責任」の枠組みの中で捉えるのではなく、コモン・ローの契約責任上の「厳格責任」のように捉えるなら、現行契約法のように、更に「過失責任」を特別原則として設ける必要がないのではないかと考える。

第三章では、まず、中国において、現行契約法が制定される前に、契約責任において「過失責任」がどのように捉えられていたか、また現行契約法の契約責任において「過失責任」がどのように捉えられているかについて概観し、次に、大陸法系のドイツ法・フランス法・日本法において、債務不履行を理由とする損害賠償責任では、なぜ帰責原則を「過失責任」とするのか、中国契約法の場合は、コモン・ローの契約責任上の「厳格責任」を採り入れながら、なぜ大陸法系のように「過失責任」を採り入れたのか、といった諸問題に対し比較法的な観点から考察を行った。更に、過失責任を採用する典型契約を取り上げ、これらの契約の契約責任の構成要件である「契約義務違反（違約行為）」と「過失」の関係について検討してみた。

「双軌制」という制度を採っている中国契約法は、「厳格責任」を一般原則として「総則」の中に規定し、「過失責任」を特則として各側（分則）の典型契約において規定している。しかし、現行契約法において、過失責任の規定はかなりの割合を占めている。また、「民法

典草案」の提案である『梁案』¹と『王案』²から見れば、新設典型契約において、特に新設典型契約の中にはサービス提供型契約は数多く含まれており、契約責任において「過失責任」は大きな割合を占めている。なお、今後も社会の発展・変化に伴いサービス提供型契約がますます増えていく可能性があるため、中国契約法の「厳格責任」と「過失責任」の捉え方の現状から見れば、契約責任における「過失責任」の割合が更に増していくであろう。

比較法的な観点から考察した結果、過失責任主義を採る大陸法系のドイツ法・フランス法・日本法では、債権の発生原因である契約関係から直接基礎付けられるのは履行請求権だけであり、これは本来の債務の履行だから「過失」とは無関係なものである。したがって、債務者は本来の債務を履行できなかった場合、債権者は債務者に対し損害賠償を請求することができる。しかし、ここでいう損害賠償請求権は、本来の履行請求権の「変形物」であるため、その損害賠償責任を正当化するために過失責任原則を用いたわけである。つまり、債務者は「過失」がある場合に損害賠償責任を負うとされる。これに対し、厳格責任の原則を採るコモン・ローでは、「契約を守らなければ損害賠償を支払わなければならない」という原理のもとで、損害賠償は契約違反に対する第1次的救済であり、契約によって直接基礎付けられるのである。したがって、過失責任とは関係なく、契約に基づく損害賠償を請求することができるのである。また、CISGも契約責任においてコモン・ローの法理を受け入れ、契約における約束の内容は、第1次的な履行義務の履行のみならず、不履行の場合の損害賠償も約束によって直接基礎付けられる責任であるとしている。

中国契約法の場合は、制定の際にCISG、PICC、PECLなどを参照し、コモン・ローの契約責任上の「厳格責任」を採り入れて、一般原則である第107条を制定しており、且つ、損害賠償請求権も履行請求権の転形ではない。しかし、「厳格責任」の捉え方は、CISG、PICC、PECL及びコモン・ローの契約責任上の「厳格責任」の捉え方と異なり、大陸法系の「過失責任・無過失責任」という枠組みの中で捉えているため、「厳格責任」を「無過失責任」と看做し、そして「無過失責任」の適用範囲を制限する意味で、「過失責任」を採用したと思われる。

また、中国契約法の各則において、「過失責任」を負わせる債務者の義務の内容から見れば、これら契約義務の共通の特徴は、みな「手段債務」であり、したがって、債務者の契約上の義務は、契約によって要求される「注意義務」とみることができる。例えば、有償契約の場合は、債務者の義務が「善良な管理者の注意義務」であり、無償契約の場合は、債務者の義務が「自己の事務を処理すると同一の注意義務」とみることができる。それでは、なぜ、債務者がこのような契約上の義務を負う場合に「過失責任」を採用したのか。それが、中国契約法の場合は「善良な管理者の注意義務」或いは「自己の事務を処理すると同一の注意義務」を「過失」の判断基準として「過失責任の原則」と結び

¹ 梁慧星主编『中国民法典草案建议稿』法律出版社（2003年）。

² 王利明主编『中国民法典学者建议稿及立法理由・债法总则编 合同编』法律出版社（2005年）。

つけているからである。なお、これらの契約の契約責任の構成要件から、「契約義務違反（違約行為）」と「過失」の関係について考察してみた結果、「契約義務違反」の有無の判断と「過失」の有無の判断は、実際には同じ内容を判断していることであり、この2つの判断は重複していることが判明された。すなわち、「注意義務違反」の判断は「契約義務違反（違約行為）」の有無の判断であり、「過失」の有無の判断でもある。したがって、契約義務が「手段債務」の場合、債権者は債務者の具体的な行為義務違反—契約義務である「注意義務」の不履行（不完全履行）を立証すれば、契約義務違反が認められるのであり、それとは別に債務者に「過失」があるか否かを問う必要はないのである。

そこで、もし現行契約法の第107条の一般原則をコモン・ローの契約法上の「厳格責任」のように捉えるならば、更に「過失責任」を特別原則として設ける必要はないと考える。この場合は、債務者の契約上の義務の内容を、すなわち、債務者は契約においてどのような義務を負うのか、一定の結果の実現を約束する債務（義務）—「結果債務」を負うのか、それとも、一定の結果の実現のために「注意義務を尽くすことを約した」債務（義務）—「手段債務」を負うのかを確定し、もし「結果債務」や「手段債務」を履行しなかった場合は契約義務違反となるので、第107条に基づき契約責任を負わせる。なお、この場合は、契約責任の帰責根拠は「過失」ではなく、「契約（約束）を守らなければならない」ということになる。

第四章では、上に検討してきた中国契約法の契約責任における問題点が実務の中にどのように現れているかについて、「貨物運輸代理（委任）契約」「請負契約」と、非典型契約である「医療サービス契約」「預金契約」の裁判例を取り上げ、裁判における債務者の「契約責任」の認定と法律適用について考察した。また、考察を通じて、中国契約法の契約責任の一般原則である「厳格責任」の捉え方、および「過失」の判断基準となっている「善良な管理者の注意義務」の捉え方や、その問題点について検討した。

上の第二章と第三章に取り上げたように、中国契約法の「厳格責任」（第107条）は、コモン・ローや CISG の契約責任上の「厳格責任」のように規定しているが、その捉え方や解釈が、コモン・ローの不法行為上の「厳格責任」のようになっている。したがって、「厳格責任」を「無過失責任」と看做すことになり、更に各則に「過失責任」を特則として規定したのである。このような事情により、実務においても、「厳格責任」（第107条）の捉え方に問題が生じている。

なお、本章で取り上げた裁判例を、(1)「厳格責任」をコモン・ローの契約責任上の「厳格責任」のように捉える「コモン・ローの契約責任パターン」と、(2)「厳格責任」を「過失責任・無過失責任」の枠組みの中で捉え、第107条を「無過失責任」と捉える「無過失責任パターン」という2つのパターンに沿って考察した。その結果、裁判例において、契約責任の一般規定である第107条の「厳格責任」について、2つの捉え方が併存していることを検証し、且つ、このような相違する捉え方により、当事者の契約責任の判断や法律適用に問題が発生していることを明らかにした。なお、実務における存在問題を、(1)「過失

責任」を採用する「典型契約」の場合、(2)「過失責任」を負うべきであるとする「非典型契約」の場合、(3)「善良な管理者の注意義務」の捉え方、という3つのカテゴリに分けて、裁判例における契約責任の判断や法律適用の問題を議論し、実務の中に生じている「厳格責任」への捉え方の問題点や、それにより発生している契約責任の判断と法律適用の矛盾点を指摘した。

上に見てきた「厳格責任」に対する2種類の捉え方が併存することに関して、一番の問題点は、「善良な管理者の注意義務」をどのように捉えるかにあると思われる。

「厳格責任」をコモン・ローの契約責任のように捉える裁判例には、「善良な管理者の注意義務」を債務者の契約上の義務として捉えているため、「善良な管理者の注意義務」を違反した場合は契約義務の違反（違約行為）となり、それが「契約義務を履行せず、或いは契約義務の履行が約定と合わない」（第107条）ということになるので、契約法の第107条が適用されるのである。しかし、これに対して、「厳格責任」を「過失責任・無過失責任」の枠組みの中で捉える裁判例においては、「善良な管理者の注意義務」を「過失」の判断基準として捉え、それを「過失責任の原則」と結び付けているのである。そこで、もし「典型契約」の場合は、現行契約法は各則に「過失責任」の規定を設けているため、その規定が適用されるが、もし「非典型契約」の場合は、「過失責任」の規定が設けられていないため、契約責任の一般規定である第107条を適用することになる。但し、この場合、問題となるのは、第107条が「無過失責任」と捉えられるため、「過失」がある場合だけでなく、「過失」がなくても責任を負わせることになってしまう。よって、「非典型契約」の場合は、「過失責任」の規定が設けられていないため、第107条を適用することにより、「善良な管理者の注意義務」を尽くしたとしても、契約責任を負わせてしまう可能性が生じるのである。

第五章では、上の各章に検討してきた内容を踏まえ、中国契約法における契約責任の帰責原則はどのような在り方になるべきかについて、私見を述べた。

既に指摘したように、中国契約法は、CISGなど国際取引法を参考にし、契約責任において「厳格責任」原則を採り入れたが、しかし中国に「厳格責任」という概念の導入された経緯や、学者らの諸見解から見れば、「厳格責任」への捉え方は、コモン・ローの契約責任上の「厳格責任」ではなく、コモン・ローの不法行為法上の「厳格責任」に類似し、「厳格責任」を「過失責任・無過失責任」の枠組みの中で捉えているのである。そのため、「厳格責任」を大陸法系の「無過失責任」と同じように看做して、一般原則として総則に規定し、その上「過失責任」を特則として各則に規定している。それが、いわゆる「双軌制」の帰責原則である。

一方、「厳格責任」の規定すなわち第107条に対する異なる捉え方の問題は、中国の裁判例においても現れている。具体的には、本論文の第四章に取り上げた裁判例が示すように、「厳格責任」をコモン・ローの契約責任のように捉える裁判例と「厳格責任」を「無過失責任」と捉える裁判例が併存している。この2つの捉え方が併存することにより、「善良な

管理者の注意義務」への捉え方にも相違が生じている。具体的には、「厳格責任」の捉え方の相違により、「善良な管理者の注意義務」を債務者の契約上の義務として捉えるや、「過失」の判断基準として捉えるという異なる捉え方が存在している。したがって、同じく第107条を適用する場合でも、第107条の捉え方の相違により、契約責任の判断が異なってくる可能性がある。

そこで、中国契約法において、「厳格責任」の規定（107条）と、その捉え方の違いにより、発生している問題を解決するには、次の2つの方法が考えられる。

その一つは、現行契約法の「双軌制」を採る方法である。具体的には、一般原則である「厳格責任」を「無過失責任」と捉えた上で、各則には「過失責任」の特則を規定する方法である。この方法を採用する場合、第3章に紹介した『梁案』と『王案』のように扱う形になる。すなわち、「過失責任」を採用すべき非典型契約を典型契約として各則に規定し、それに「過失責任」の規定を設けることである。但し、問題となるのは、『梁案』と『王案』のように扱う場合、新設の典型契約として、特にサービス提供型契約は数多くあるため、契約責任において過失責任が大きな割合を占めていく可能性が生じる。一方、今後も、社会の発展と変化につれてサービス提供型契約が増えていく可能性があるため、それに応じて、「過失責任」の規定を次々と定めていく必要性が生じる。そして、もし過失責任の割合が大きくなった場合、現行契約法の「厳格責任は一般原則、過失責任は特別原則」という位置づけも問題になるのであろう。そこで、このような方法を採用するのが妥当かどうかは、まだ議論の余地があると思われる。

もう一つは、「厳格責任」を、コモン・ローの契約法上の「厳格責任」のように捉える方法である。この方法を採用する場合は、契約責任の帰責根拠は「契約（約束）を守らなければならない」ということになるので、契約責任の存否の確定の際に、契約義務（約束）の内容を確定（解釈）することは重要である。つまり、契約義務（約束）の内容の確定（解釈）に当たり、債務を「結果債務・手段債務」二分論を参考にし、債務者の契約上の義務（債務）を「結果債務・手段債務」と分類する方法を採り入れることである。もし債務者は契約において特定の結果を達成する債務（義務）を負う場合、結果の不達成は契約の義務違反（契約違反）となるので、契約責任を負わせる。もし債務者は契約において「善良な管理者の注意義務」或いは「自己の事務を処理すると同一の注意義務」を負う場合、債務者がこの「注意義務」を果たさなかったことは契約の義務違反（契約違反）となるので、契約責任を負わせる。要するに、この方法を採用する場合は、PICCとPECLを参考にし、現行契約法の107条の「契約の義務」を「結果債務・手段債務」二分論に基づいて類型化し、解釈することである。

なお、上に提案した2つの方法のうち、2番目の方法は最も適切であると考えており、その理由は、この方法が、契約責任において「厳格責任」を採り入れようとした、中国契約法の当初の立法趣旨には合致するのである。